戦中から戦後にかけての梓川上流の水利開発

村　山　研　一

（論文要旨）

上高地の最初の発電用ダム建設計画は1924年に表面化したが，水利権の申請は国立公園指定候補地という理由によって却下された。上高地ダム建設計画は，戦時中（1940年前後），戦後の1956年と２度再燃する。本稿では，その後の２度のダム建設計画の性格と社会過程を究明し，戦時中の計画と戦後の計画が連続性をもったものであったことを明らかにする。

発電用水利と農業用水利は競合的・敵対的な性格をもっているが，1935年頃に河川行政に導入された「河水統制」の発想が，両者の関係を共生的なものへと変えていくと共に，河川上流部への多目的ダムの建設を促進させていく。戦時中の上高地ダム建設計画は，このような発想のもとで計画されたものであり，松本平の大規模な開拓を主目的としており，そのために電源開発との結合を必要としていた。この時の計画は中断されたが，戦後の長野県の総合開発推進体制の中で再浮上し，1956年の開発計画の公表に至った。この計画は，国立公園や自然保護の側からの反発を招き，開発と保護の全面対決に至ると思われたが，技術的な理由で頓挫した。その後，開発候補地を奈川渡地点に変えて計画が作られ実施されたのが，東京電力による梓川の電源再開発と中信平農業水利事業であった。「河水統制」の発想から生み出された農業水利開発と電源開発の結合は，上高地ダムを計画から外すことによって実現されたのである。

キーワード：水力発電，農業用水利，上高地，国立公園，河水統制

１　はじめに：戦中と戦後の上高地ダム建設計画

上高地へのダム建設については，これまで計画が３度持ち上がった。

第一回目は大正末であり，1923（大正12）年末に計画が浮上するが，最終的には不認可となった。

第二回目は戦時中であり，1939年頃計画が持ち上がり，1941年から1942年頃に立ち消えになったと推定される。

第三回目は1956年であり，上高地へのダム建設が計画されるが中止され，最終的には奈川渡ダム建設をはじめとする梓川上流の再開発へと転換していった。

第一回目の経緯については別稿（村山2011）にまとめたので，本稿ではくり返さない。この時は，⑴梓川電力の霞沢発電所建設計画と京浜電力の上高地ダム建設計画の対立という問題と，⑵国立公園の有力候補地である上高地の景観保護問題，この２つの問題が重なり，長野県知事は上高地内でのダム建設を却下する方針を立てたと見ることができる。

本稿で扱うのは，第二回目から第三回目の建設計画である。[1] この二つの計画は連続性があり，第一回目すなわち大正末の計画と比較することによって，河水の活用についての構想

と，河川の開発と景勝地の関係が大きく変転していったことを明らかにすることができると思う。そして，これらの未達に終わった計画が，今日の梓川と松本平の姿にどのようにつながっているのかを明らかにしてみたいと思う。

2　景勝地と河川をめぐる条件の変化

最初に，戦時中から戦後にかけての上高地ダム建設計画を理解するために，国立公園の存立条件が，昭和戦前期においてどのように変化してきたかを見ていこう。また，これと並行して，河川行政がどのように変わっていったかも見ておきたい。

⑴　国立公園制度の成立と基盤条件の変化

国立公園の候補地調査は1921（大正10）年から1928（昭和３）年にかけて行われており16の候補地が調査され，上高地は有力候補として取り上げられていた。しかし，国立公園の制度化は遅れ，国立公園法が制定されたのは1931（昭和６）年であった。上高地は隣接する２つの候補地（白馬，立山）と合体して，中部山岳国立公園として1934年12月に指定された。国立公園は，一方では国民のリクレーションの場として，また，外客誘致のための資源として重視され活用されたが，日本が戦時体制に入るとともに，その位置づけは大きく変わっていった。

国立公園の成立をうながした背景に，昭和初期の旅行ブームと外客誘致政策がある。外客誘致についてみると，鉄道省に国際観光局が作られたのが1930年５月である。外国人観光客は1929年，1930年と伸びてきたが，1931年，1932年は世界恐慌と満州事変，上海事変の影響で減少した。しかし，1933年後半から持ち直し，その後，外国人観光客数も増加していき，1935年には観光事業の躍進期を迎えた。1936年６月には，東京オリンピック（1940年）が決定し，観光に飛躍の兆しが見られた。そして，同年，来訪外人の消費額が１億円を突破した。ところが，同年の蘆溝橋事件をきっかけにして減少の一途をたどり，1938の初夏には東京オリンピックの中止が決定した。（国際観光局1940）1942年には鉄道省の機構改革により国際観光局自体が消滅した。国立公園制度化の大きな後ろ盾であった国際観光は，1936年をピークに凋落へと向かっていった。

国立公園制度は，景勝地の河川の開発と衝突する性格を本来的に持っていた。国立公園と水利開発の関係については，すでに指定を審査した段階で，風景と産業が抵触するものとして，⑴十和田湖と国営開墾事業，⑵尾瀬・日光と水力電気事業，⑶黒部峡谷と水力電気事業，⑷吉野熊野と水力電気事業，この４カ所が挙げられていた。（国立公園協会1951）特に十和田と吉野熊野は開発が絡んでいたために，指定が1936年２月の第三次指定にずれ込んだ。このように，指定時から国立公園と水力発電事業は潜在的敵対関係を含んでいたのであり，十和田湖の場合には開発と妥協して指定された。それ以外の地域も，開発の圧力を潜在的に含んでいた。

国立公園政策について大きな転換となったのは，1938年３月の国家総動員法の成立である。この直前に，内務省衛生局が母体となって厚生省が作られ，時局対策として国民体力の向上

が厚生省の重要施策となった。そして，厚生省に「体力局」が設けられ，国立公園の担当は「施設課」となった。内務省時代には国立公園担当の行政組織は，最初は「保健課」であり後には「企画課」へと変わったが，国立公園の一つの機能が「保養」というところにあったためだと思われる。しかるに，新体制では国民の体力向上のための施設として国立公園が位置づけられることになった。それゆえ，「国立公園も亦その線で発展せしめるほかなかった。」（国立公園協会1951，p.49）国立公園政策が，国民の体力増強（健民練成）のための施設整備ということに変わってしまうならば，自然と景観の保護という当初の目的は後退してしまう。国立公園法制定時の基本目標であった「風景地の保護開発」のうち，開発だけが国民の体力増強という目標と結びつき，辛くも練成の場として自然休養地の保存が残った。国立公園行政は，1938年の機構改革以降，明らかに後退していったのである。

⑵ 河川行政の転換

次に，昭和に入ってからの河川行政の変化についてみていこう。

1896年に制定された河川法は治水に重点が置かれており，利水は後回しとなり，水利権の許可について簡単な条文（第18条）が用意されていただけであった。また，これまでの農業用水利権については，施行規定の第11条に「河川法若ハ之ニ基キテ発スル命令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス」との条文で，慣行水利権として権利保護されたのである。同法の施行後，明治末には水力発電事業が興隆し，民間企業を対象に発電用水利権の許可が数多く出された。これらの水利権許可は農業用水利権と衝突を起こし，水利権の調整に時間がかかり，事業が停滞する事例も数多く現れてきた。また，河川行政は内務省が管轄し，発電用水利権は内務省と逓信省が関与し，農業用水利権は農林省が管轄するなど，省庁間の水利をめぐる縦割り体制の弊害も，水利調整を妨げる一因となった。

このような課題に対して，水害の防止と河水の高度利用を図るために，1935年10月に内務省から提起された方針が「河水統制」という考え方である。河川の上流にダムを設置し，大量の水を貯留することによって洪水を防止するとともに，貯留した水を多目的に利用するという考え方である。（村山2012b）なお，『内務省史』によれば，1926年に米国より帰国した内務省技師物部長穂および萩原俊一による上申書が，河水統制思想の源泉にあるという。（大霞会1971，p.44）[2]

河水統制の考え方はその後の多目的ダムに引き継がれてゆく。これにより，これまで懸案であった農工間の対立を調整し河水の高度利用を図ることが容易となっていくが，同時に，山間部へのダム建設は促進されていった。

⑶ 河水統制と農業用水利

農業用水利について見ると，前に述べたように，河川法によってそれまでの農業水利権は慣行水利権として維持されてきた。しかしながら，新しい農業用水路の建設や土地改良を進めるためには，慣行水利権という既得権益が桎梏となって立ちはだかることとなった。それゆえ，明治期においては大規模な土地改良事業は進まなかったが，大正期に入ると，小作争

議が頻発し米騒動が起きるなどの情勢となり，食糧増産や大規模開田の必要性が高まっていった。

このような中で，農政が農業用水路の改良に乗り出すのは1923年に始められた用排水改良事業からである。この事業は農商務省食糧局長通牒という目立たない形で始められたものであり，受益面積500町以上を事業の補助条件とし，補助率は50％が上限とされ，国家が大規模な補助事業に乗り出すという意味では画期的なものであった。（今村他1977，pp.122-144）農業用水利の改良は，この事業に始まり，1949年の土地改良法による土地改良区によって制度としての完成を見たといって良い。

梓川水利改良事業もこの補助金により実施され，梓川十一堰は共通の頭首工から取水することになり，事業は1930年に完成した。また，戦時中に梓川幹線水路の改修工事が始められ，1950年に完成した。[3]

河水統制の構想には農林省，逓信省も積極的に加わった。1936年には内閣に河水調査協議会を設置し，内務省，農林省，逓信省の連絡体制が作られた。そして，翌年には河水統制調査費予算が成立し，三省が分担して河川調査を進めていった。（農業土木学会1979，pp.270-276）農業サイドから見た場合，河水統制の構想の中に農業用水利を組み込むことによって，使用可能な水を増やすことが可能となる。これまで懸案であった水の不足という問題も解消に向かうことが期待できる。それゆえ，河水統制構想の中で，農業用水と発電用水は，競合関係から協力関係へと転換していったのである。

⑷河水統制と国立公園

他方，国立公園行政が対象とした山間部の景勝地にとっては，河水統制は大正末と同様のきびしい状況を再現することとなった。国立公園制度は創設されたが，1930年代後半になると，国立公園は後退戦を強いられる様になる。戦時体制に入ると，工業用エネルギーと食糧の増産が次第に至上命題となる。これに対して，景観と自然保護は無用の長物とされていく。

この様な事態は，すでに十和田国立公園の指定の時に現れていた。奥入瀬下流の三本木原は，幕末の頃から開拓が行われていた場所であった。農林省は1926年に，三本木原（7,000ha）を水田化するために，十和田湖の水を利用する計画をたてた。当初の計画では，奥入瀬川の流出口に堤防を作って水門を設け，灌漑の時期50日間だけ放水し，灌漑が終われば水門を閉めて十和田湖に貯水する予定であった。この計画が実現すると，⑴十和田湖の水面が上昇し，⑵奥入瀬川の水が貯水期には流れなくなり渓流の景観が破壊されてしまうことが危惧された。ここで，国立公園への指定を望む上流地域と開拓を望む下流の利害が激突した。1934年に国立公園の指定が始められるが，十和田湖はこの問題を抱えているため，問題ある地域として指定が進まなかった。最終的には両者の間で妥協が図られ，最高水面の3.5尺まで農業用灌漑に利用するという取り決めで決着した。これにより国立公園への指定が行われ，また，1937年より三本木原の国営開墾事業が着手された。決着が付けられる最後の段階で，水力発電という新しい計画が付け加えられた。東北の産業振興のために，十和田湖の水を利用した水力発電の計画が，農地の開拓に付け加えられた。さらに，戦中から戦後にかけて，開拓と水力発電を重視して利用水深は5.5尺と拡大された。[4]

尾瀬は日光国立公園に指定された前も後も，水力開発の標的とされた場所であった。安田正鷹の『河水統制事業』（1938）は，尾瀬を河水統制計画の一例として取り上げ，国立公園に指定される以前の東京電灯による水力発電計画を紹介している。この計画によれば，尾瀬沼を貯水池として第一発電所を設け，更にこの水を尾瀬ヶ原に落とし，只見川をせき止め第二貯水池を設ける。そして，この水を利根川に落として，利根川筋に発電所を設け，合計で５万キロワットの発電を計画していた。この計画は，只見川の水量が平水位以下の時は放水するという条件で認められた。この後，国立公園に指定され景観保全との両立が課題となり，「結局自然美の保存と産業開発とは出来うる限り両立せしむることに決定し，尾瀬原を発電事業に利用するものと定められたりと伝う」（p.272）とある。1938年には日本発送電が成立し，東京電灯をはじめとした電力会社はこの国策会社に統合されたが，この時に新しい尾瀬ヶ原水電計画が策定されている。それによると尾瀬沼は使用せず，その代りに尾瀬ヶ原の堰堤を65m から80m にかさ上げし，より大量の水を貯水するとともに，利根川上流（藤原）

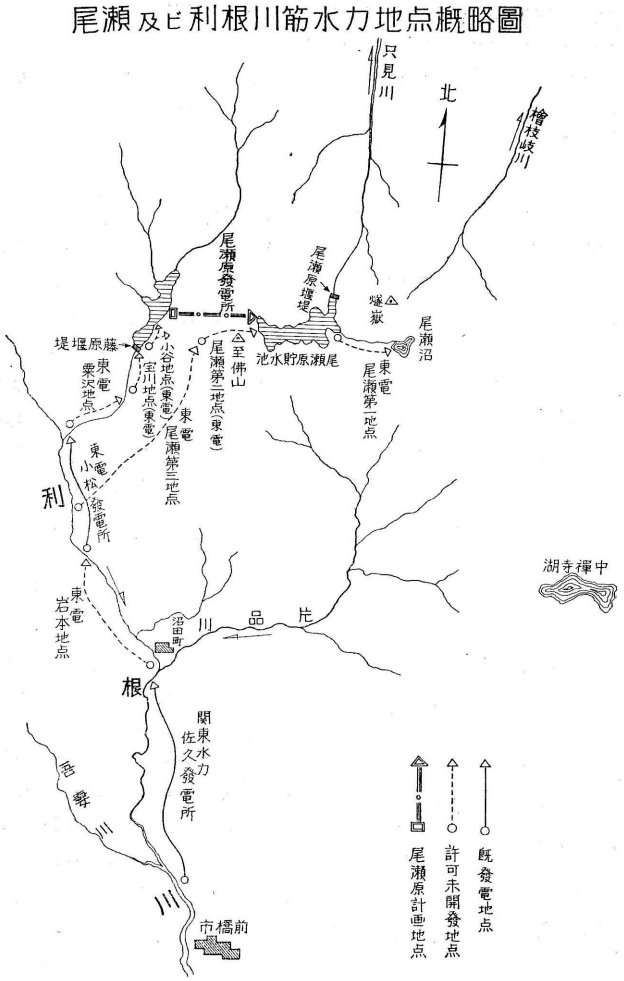

図１　尾瀬の水利開発計画：1938年（高橋1938による）

にもう一つの堰堤を作ることを計画している。（高橋1938）計画はより巨大化しているのである。

尾瀬についても，国立公園指定と水力発電計画の調整は曖昧だったことが分かる。それゆえ，戦時中から戦後にかけて，尾瀬ヶ原のダム建設案に沿った尾瀬の開発が何度か計画された。[5]そして，戦時の非常手段として，尾瀬沼の水を利用して群馬県側に暗渠で流し発電するための工事が行われた。この工事は1944年10月に着工し，敗戦で一時中断したが，戦後再開され1949年末に竣工した。この工事は尾瀬沼の水を利用したものであり，尾瀬ヶ原には一切手を付けていない。しかし，1948年２月に商工省主催で開催された「尾瀬只見利根総合開発調査協議会」では，「尾瀬ヶ原，只見，利根川総合利水計画」の原案が提示された。この計画によれば尾瀬ヶ原から只見川の流出口に高さ80mのダムを造り，尾瀬ヶ原を大貯水池にするというものである。そして，渇水期の冬季に只見川と利根川に流して46万kwの発電を計画していた。

この計画は文部省と厚生省を反発させ，「尾瀬保存期成同盟」の結成を促し，後の「日本自然保護協会」につながっていく。計画は実現されなかったが，国民の世論は，戦後の経済危機，生活危機の中で自然保護を支持したというわけでもなかった。[6]

国立公園の中にダムを建設するという計画は，1956年の黒部ダム建設の認可に至るまで続くのである。1935年頃から高度成長の初期までの時期は，国立公園への指定がダム建設を排除するための装置としては機能していなかったのである。

3　上高地ダム建設計画の浮上：昭和10年代

上高地のダム建設計画は，河川行政の転換と国立公園の凋落を背景にして，昭和14年頃から浮上したと考えられる。例えば，『長野県政史・第２巻』（長野県1972）には，『長野県会沿革史・第十一編』に依拠して次の様な記述がある。

「昭和十四年度通常県会では，県営発電用貯水池の建設を促進する意見書が可決されている。意見書によると，上高地・諏訪湖・青木湖・薮原（西筑摩）・平谷（下伊那）などの地点の調査研究を進め，将来ダム建設により，県財政に利することを主張している。」（長野県1972，p.435）

また，『中信平農業水利事業竣工記念誌』（長野県・中信平土地改良区1987）の年表には，1941年６月に「長野県は土地改良事業として「松本平西部大規模開墾計画」を樹立し，水源施設として上高地ダムを計画し地質調査実施」とある。[7]

それゆえ，昭和14年頃に，長野県主導で上高地に大規模な堰堤を築いて貯水池を建設することを構想したこと，そして昭和16年に長野県が「松本平西部大規模開墾計画」を策定したことは確実な事実と見て良いだろう。しかし，計画書そのものは県に保存されていることが確認できず，筆者は目にすることができないでいる。また，『長野県会沿革史』にも，前に挙げた記事以外には，上高地のダム建設について触れたものは見いだせない。

そこで，隔靴掻痒の感はあるが，新聞記事により，戦時中の上高地ダム建設計画の推移を

追ってみて，戦時中の上高地ダム建設計画がどのような計画であったのかを推定してみたい。素材としたのは，1939年から1941年の『信濃毎日新聞』である。[8]

1939. 2 . 28（朝）　発電用貯水池　各地に建設計画

記事には「過日の本県治水調査会に於て小野県会議長は治山治水の根本策と同時に県下発電事業の発展昂揚と県財政安定をはかるため発電用貯水池の建設について計画を樹立すべきことを提唱し」とあり，『長野県会沿革史』の記事と対応している。

1939. 5 . 16（朝）　発電用貯水池　水利関係を検討す　治水調査会に注目

財政面での検討を県が行うという内容であるが，「本県が今後利水方面に計画を進め犀川上流若くは千曲川上流其他に発電所用の貯水池を築造するとすれば如何なる効果をもたらすか等貯水池と発電事業との関係其他の利水と治山との関係について上高地五千尺上方の仮定的貯水池計画等を材料にして研究が行われる筈である」とあるのが注目される。

1939. 6 . 27（朝）　松本平三千町歩を開田　発電では年二百万円の利益　県営貯水池計画進む

この記事では，上高地ダム建設計画が具体的に報道されている。「上高地明神池の上方約三百間の地点に於いて梓川を高さ五十メーターの石造堰提により堰を止め面積二百七十一町歩，貯水量四千万立方メーターの貯水池を築造しこの貯水は九，十，十一の秋の洪水を貯水して十二，一，二，三ヶ月の渇水時に発電水利の補給と四，五，六月の雪融水を貯水し六，七，八の灌漑水に利用し南安三田，梓，温，東筑和田，今井，山形，神林の各村に亘る水田約二千五百町歩の開田と併せて梓川，鎖川，奈良井川を水系とせる水田約一万町歩の用水補給を計画とする計画は，過般県治水調査会に県河川課より試案として提出し，同調査会の共鳴の下に具体案を研究中のところ，今回前記松本平西部の大開田計画を国営として工事施行する事業と併せ，いよいよ具体化することになり，同地国営開田について農林省より上條技師外三名，来る二十七日来県五十日間の予定を以て調査を行うことになったので，之と照応して右貯水池県営の実現をはかることになった。」

上高地のダム建設が，水力発電だけでなく松本平西部の開田と結びつけられている。昭和16年の「松本平西部大規模開墾計画」の原型がこの時に出来ていたと推定される。

1939. 8 . 17（朝）　風致や魚族に打撃　上高地保勝会から横槍　梓川貯水池に非難

安曇村村長（上高地保勝会会長）の反対意見を伝えているが，「横槍」という見出しが，大正末と状況が大きく変わっており，自然保護・景観保護が危機に陥っていることを教えてくれる。

1940. 1 . 10（朝）　県営貯水池に新意見　当局に小規模論台頭

この記事の中に，次のような記載がある。「旧臘の県会に於て問題となった上高地に工費二千万円の大貯水池を建設するボーリングについては，県は最初の予定ケ所があまり思わしくないので，今後更に同所のボーリングを継続するか，又は同所より下流の地点を選ぶか，

若しくは更に上流地点を選んでボーリングするかについて研究中である。」そして，土木部長の発言が次の様に引用されている。『上高地貯水池計画のボーリングの結果，今後，尚之れを継続調査するか否かは，更に慎重に研究して方針を決定する考えである。之れと同時に，他の小規模の貯水池計画による発電事業も研究して居るが，発電事業が興亜建設の大事業の進展に伴い前途一段重要視されて居る折柄でもあり，県営としても採算が可能視されて居るので是非とも実現せしめたいと考えて居る。』

この記事によれば，昭和14年に当初の予定地であった明神池上流の地点をボーリングした結果，不適という結果であったことが分かる。上高地貯水池案は，一旦，振り出しに戻ったわけである。

1940. 2 . 29（朝） 上高地貯水池の代案　青木湖を利用し開田と県営発電所　具体的に調査を開始す

この記事によれば，上高地のダム建設計画は消えて，青木湖案が代替案へと浮上してきたということである。しかし，話はそう単純には進まなかった。

1941. 2 . 13（朝） 河水の統制断行　県が財源獲得の第一歩へ　先ず五河水へ着手

「県では十二日行政調査会利水部の初委員会を開き先ず県財政上の財源獲得第一歩として河水統制を断行することに決定，既に計画一部実施に移しつつあった横川の河水統制を初め，青木湖，野尻湖，黒川，上高地の五河水統制計画を樹立逐次実施に着手することとしたが，右計画の大要は次の通り。（中略）
△上高地　梓川上流南安安曇村上高地国有林地内に，集水面積七七，七四平方キロ米の貯水池を設ける。国有林地内の地質堅緻幅員狡窄高地を扼し，高さ最大八五米の堰提を築造し，四七五〇〇，〇〇〇立方米の水量と五，七〇〇〇，〇〇〇立方米の土砂を貯溜し，渇水時適宜最大一〇，五七立方米迄放流下流灌漑用水を豊富ならしめると共に，既設発電所の出力を増大する。なお池の周囲に幅員三，五米の観光道路を築造して観光施設をも併せ進める予定。」

上高地ダム計画が消えたわけではないことがわかる。（土砂の貯留量は一桁間違っているのではないかと思われる。）この記事によれば，上高地ダム計画は「河水統制」の一環として行われ，財源確保が目的だと記されている。

1941. 10. 15（夕） 明神池下を選ぶ　上高地附近の大貯水池

「【松本】松本平の劃期的な産業開発を行うべく上高地上流に一大貯水池を設けんとする計画は齋藤前県耕地課長に依って進められ，ボーリングの結果工事不可能と判り遂に実現に至らなかったが，上高地の貯水池計画は戦時下食糧増産の見地からどうしても必要とあって，小泉現耕地課長並に地元代表上條和田村長等は，此の程現地登山再検討の結果，工事施行の場所をはるか下流明神池の下に選ぶ事に依って施行の見込が確実となり此の大計画が愈々実現の緒につくものと期待されて居る。」

上高地のダム建設計画は，明神池下流に候補地点が移り，有望であるとされている。また，地元代表者の名前（上條和田村長）と食糧増産が表に出ていることが注目される。時期的に

見て，「松本平西部大規模開墾計画」は明神池下案だと思われるが，断定できない。「問題は国立公園としての勝地の開発する事で，殊に明神池が湖底に沈む事は問題だと反対の意見が台頭する事も予想され」とある。大正末のダム建設案は河童橋の当たりに堰堤を設けるものであったが，それと同等のものが最後に残ったということであろう。（村山2011）

1941. 11. 8（朝）　上高地大貯水池計画進む

これがダム建設計画についての最後の報道である。「【松本】上高地に一大貯水池を築いて松本平の水田を開き発電力を増大せんとする計画は，梓川水利組合首脳部が中心となり，地元県議等と打合せの結果，計画の中心となる地元代表数名が木曾三浦の貯水池の工事視察をすること，期成同盟会を結成直に内務，農林両省へ陳情すること，若干の運動資金を醵金すること，以上を最初行う計画として近い中に関係者の協議会を開くことにした。」

これまでの記事では長野県が主役であるが，この記事では県が出てこない。主役となるのは「梓川水利組合」であり，組合を中心に期成同盟を作って国家資金を中心とした建設を陳情すると読める。昭和初めの梓川水利改良事業の時に，右岸５堰，左岸６堰が統合され，右岸水利組合，左岸水利組合を作ったが，梓川水利組合は両組合の連合組織であると考えられる。この時期は，1930年に水利改良事業が完成した後，排砂池が埋まるなどの問題が起こり，改善が必要となった頃である。梓川水利組合は，実態は梓川幹線の農業用水路を使用する地域の村連合であり，「水利組合首脳部」とはこれらの村の村長たちであり，中心となったのは和田村の村長であった。

それゆえ，上高地のダム建設計画は，最後には，梓川幹線の農業用水路の改善および拡大計画へと結びつき，水利組合中心の運動へと引き継がれたと考えられる。上高地ダムの計画は莫大な資金を必要とするものであり，国家資金の投入を前提としたものであった。それゆえ，戦時において事業化は難しかった。

上高地ダム建設計画は中断した。関係者の間では上高地ダム建設計画は，未達の計画として残ったことと思う。

新聞報道から推論する限りでは，戦時のダム建設計画は２回作られたと結論を下すのが妥当であろう。第一回目は1939年頃で，明神池上流にダムを建設する計画であった。第二回目は1941年で，明神池の下流，おそらくは小梨平あたりに堰堤を建設する計画が立てられたと推測できる。「松本平西部大規模開墾計画」は第二回目の計画である。第一回目はボーリングを行ない，地盤の条件が悪かったために放棄された。二回目のボーリングは行われたらしいが確言できない。[9]

4　戦後の上高地ダム計画

⑴終戦後の水面下の動き

上高地のダム建設計画は中断されたものの，中止になったわけではなかった。上高地のダム建設をめぐる計画については，水面下の動きはいろいろと伝えられている。[10]その多くは

真偽が定かでない。しかしながら，筆者が目にすることが出来た資料（長野県観光課『中部山岳国立公園行為許可願（昭和28年)』長野県歴史資料館所蔵）の綴りの中に，東京電力から厚生大臣宛に出された「中部山岳国立公園内土砂採石許可願」（昭和28年６月５日）を見つけることが出来た。この書類によれば，採掘の目的は「電源開発の為の堰堤予定箇所の地質調査」とあり，添付された地図では，明神池下流500mほどの地点，河童橋附近，その中間地点の三カ所について，５地点ずつ，５～10mの深さで土砂を採掘する計画であったことが分かる。これについては，厚生大臣から７月28日付で不許可の通知が出されている。

このように，1951年に電力産業の分割によって発足したばかりの東京電力も，上高地のダム建設を検討し地質調査を計画していたことが分かる。1938年に日本発送電に統合される以前は，梓川の水力発電は東京電灯（系列下の京浜電力を含む）と梓川電力の二社で行っていたのが，日本発送電に統合されたあと，再び分割されることによって東京電力一社に統合され，梓川の水力開発の計画立案はしやすくなったはずである。1953年の採掘調査の前提となった計画は，採掘調査の地点からみると。1941年の計画とそれほど変わらなかったと推定できる。

⑵長野県総合計画審議会における上高地ダム建設計画

上高地ダムの建設計画が表面に現れるのは，長野県総合開発審議会の審議においてである。ここでは審議会の記録によって，上高地ダムの計画がどのような文脈で現れ，どのように審議されたのかを追跡してみたい。[11]

長野県では戦後，林虎雄知事のもとで，1949年に知事直属の総合開発局を設置し，さらに審議機関として総合開発審議会を設けて，河川系単位に総合開発計画を策定していった。[12]審議会の記録を追っていくと，1951年４月28日の第２回審議会では18地点の開発計画を策定するとある。しかし，計画概要がこの時点でまとまったのは11地点であり，中信地区では奈良井川についての計画が作られたが，梓川上流については具体的な計画がこの時点ではまだ提出されていない。

梓川上流計画が示されるのは，1953年５月７日の第12回審議会である。ここで，梓川上流の総合開発が以下のように提示されている。

「８．梓川上流総合開発

上高地を中心とする梓川上流一帯における国立公園地域の開発を対象とし，大正池利用による観光開発と電源開発を目標として更に治水を含めて開発を行わんとするもので，中部山岳国立公園の中心地である上高地大正池附近の観光価値増大方策として大正池周辺に遊歩道路を設けると共に，大正池の容量を増すことにより下流既設発電所（霞沢，沢渡，竜島等）の出力の増大と併せ，更に[13]治水対策として大正池周辺の砂防事業の強化を図らんとするものである。」

この時の計画では，大正池を嵩上げして保水力を増強し，水力発電の増強と治水を主目的としていたことが分かる。しかし，翌年９月22日の第16回審議会では，次のような変更案が

示されている。

「梓川上流開発については，最初は大正池の嵩上を狙ったのであるが，地質の関係から困難な状況であるので更に上流地点について，調査を行い，好地点を見出した。」（第16回総合計画審議会配付資料『総合開発計画地点の調査状況について』）

この資料では，「好地点」がどこであるかについては，触れていない。この時の審議会では，他に梓川土地改良区連合による『陳情書』が提出されている。[14] 全文を引用してみよう。

「梓川流域は本梓川土地改良区に於て古来農業生産増強の為に幾多の犠牲を払い今日迄開発に努力してきましたが如何せん自然的流量では作物に必要な水量が確保されず，是以上の生産増強は全く不可能であります。そこで我等梓川土地改良区内の村民は日夜是が開発を考察した結果期せずして上高地ダムを建設する議を決したのであります。

この上高地ダムは大東亜戦争中一度農林省が多額の経費を投じ土質検査を行ったのでありますが，今回我等農民が奮起してかつての計画を回憶し梓川自然流水に人工を加えて本土地改良区内の水田の灌漑必要量を増すばかりでなく，波田＝山形＝今井＝安曇＝梓，三郷＝三田＝烏川等諸村の畑地開発五千町歩に及ぼし農産物の安定を期すると共に発電量の倍加と観光施設の充実にも貢献するところ大なりと信ずる次第であります。

而してこの事業施行に当たっては農地其の他に少しの犠牲もなく県下慣例を見ない最良の総合開発と思考されますので何卒特別の御詮議を以て一日も早く調査に御着手願い度く陳情する次第であります。」

陳情書の上高地ダム計画とは，前に述べた1941年のものである。ここで，戦時中に中断した計画が再浮上し，5,000ha の開田計画と水力発電の増強が結合されている。

上高地のダム建設計画が県側から提出されるのは，1956年10月12日の第21回審議会であり，「中信地区総合開発計画」が提出され，審議の結果承認された。

この計画は，⑴梓川流域と，⑵奈良井川および木曽川上流（味噌川ダム）の２つの部分によって構成されているが，上高地ダムの部分を中心に要約してみたい。（『中信地区総合開発計画概要』より。）

１）開発の必要性について：奈良井川の流量不足のため，中信地区の農地が水不足状態にある。また，梓川の水力発電所が初期の建設であるため，無効水量が多い。（44％）

２）開発計画：上高地明神の上流にロックフィルダム（7,400万 ㎥）を建設し，上高地ダムから島々谷に引水し３つの発電所を設ける。この他，稲核にダム（2,064万 ㎥）を設け，砂防，洪水調整，発電用に使用する。灌漑用水は稲核ダム，上高地ダムの両者を並行して操作供給する。

３）上高地堰堤の設置地点について：次の３候補地が考えられる。①河童橋附近，②明神池下流500m，③明神池上流800m。貯留効果の点より見れば下流に造るほど有利だが，観光其の他の面より③案を選んだ。

この計画が審議会でどのように議論されたか。この時の会議録を一部引用してみよう。

「**会長**　この地帯は国立公園地帯であるので商工部長の考え方をお願いする。

商工部長　産業優先の考え方から行くと誠に結構であるが，この地域は国立公園として高く評価されているので景勝をこわさず開発されれば良いと思う。・・・　県は観光についてもそがいするわけにはゆかぬので，それも概要にうたわなければならない。・・・またこの用水は灌漑だけでなく，他の産業にも利用できないか。我々は中信地区については工業地帯として一つの考えを持っている。この地域を工業地帯として計画を考えることが総合開発計画として必要でないか。

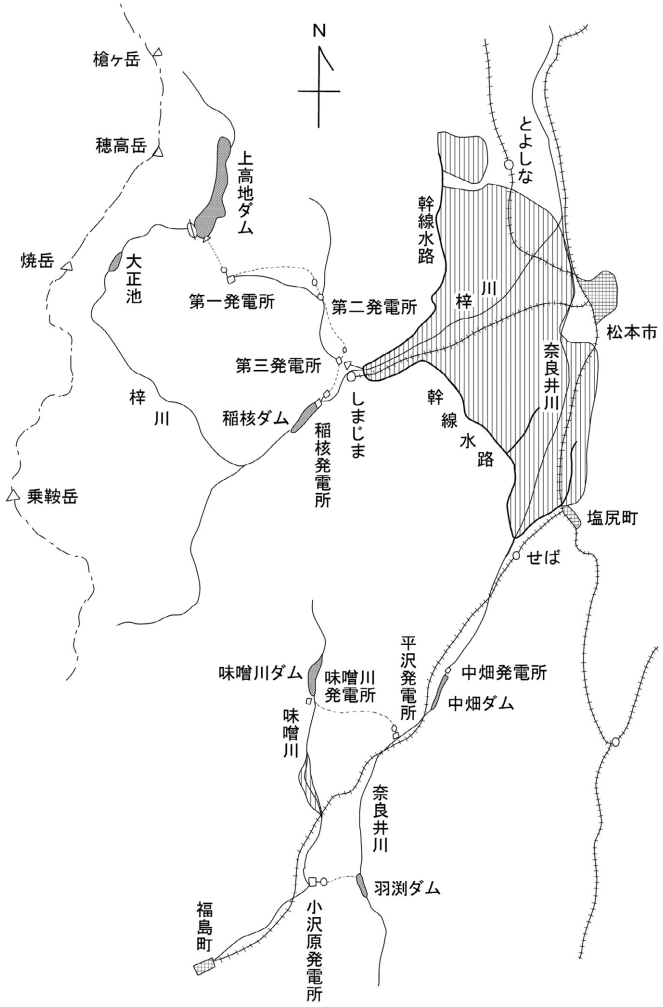

図２　中信地区総合開発計画一般平面図（『中信地区総合開発計画概要』より模写）

会長　土地改良が主として進められているので，この計画について農地経済部長からから説明願いたい。

農地経済部長　県として一万町歩の土地改良地域は外にない。農業開発上，この実施のあかつきには，米麦の増収はもとより，畑灌も出来る。畑かんの問題は，今日，大部とりあげられているが，畑作の利用からみると，この地区が最も効果が高いのではないか。この計画の推進により開発を実現し，努力して行きたい。

北原委員　四五米のダムを造築することにより観光価値が減ずることはないか。

技師長　現在，上流の方はキャンプに利用していないが，池を造ることにより観光源にしたい。輸送道路を活かし池の周りをキャンプ場にしたい。」

上高地ダムの建設計画は，1953年９月以降，農業サイド主導で進められてきたことが分かる。

⑶上高地ダム建設計画の変転

公表されたこのような計画に対して，当然，反対の声が巻き起こった。

日本自然保護協会には，第16回審議会の直後に始まったと思われる建設計画策定の動きがすぐに伝わっていたようであり，1954年12月20日付けで以下のような陳情書を出している。[15]

「電源開発調査委員会に於いては，梓川上高地上流に堰堤を設け穂高貯水池発電灌漑計画案を有し之が実施につき研究を進めている由であるが，上高地より上流梓川一帯は中部山岳国立公園の盟主槍，穂高岳を包含する中核地帯であって，絶対原始境のままこの神秘雄大な景観を保護する必要があるので本発電計画案を中止する様特別の御考慮を煩わしたく，本会評議会の議決により陳情いたします。」

「中信地区総合開発計画」が公表された後，10月23日に厚生省が上高地ダムに反対の態度を示した。さらに，1956年11月11日に国立公園協会を中心として，諸団体で反対の協議が行われ，11月23日には上高地保存連盟が発足した。保存連盟の構成員は，上高地旅館組合，国際観光協会，国立公園協会，全日本観光連盟，全日本山岳連盟，日本山岳会，日本山岳会信濃支部の七者であり，11月28日には「上高地ダム建設反対陳情書」が関係当局に出された。

このように，上高地ダム建設計画は，建設推進派（電力，農業）と建設反対派（自然保護，観光）の全面対決へと向かう様相を呈してきた。この直前には，黒部ダムの建設問題も認可の最後の段階を迎えていた。1956年５月31日に日本自然保護連盟から「黒部峡谷の保勝に関する最後の陳情」が出され，1956年６月14日に黒部ダム建設が国立公園審議会で条件付きで認められた。それゆえ，尾瀬から黒部へという流れを見ると，開発も現実の問題として考えられたし，国立公園の自然保護と開発の全面対決の可能性もあった。しかし，実際の対決に至る前に計画自体があっけなく瓦解してしまった。

この後の経緯を総合計画審議会の資料で追ってみる。

まず，総合計画審議会委員による中信地区総合開発地域の現地視察が1956年11月26日に行

われている。審議会資料では現地視察を行ったということしか分からないが，後述の上條安雄が書いた文書によると，10月17日から23日まで名古屋通商産業局の現地調査が行われ，それを受けてのものだったと考えられる。

1957年２月15日の第22回総合開発審議会で，上高地ダム予定地の地質調査の結果が名古屋通商産業局発電課長から報告された。それによれば，明神池の後方，700～800mの箇所を調査したが，岩盤はなく，150m位までは砂礫層であることが分かった。すなわち，建設不適と判明したのである。なお，昭和32年度に，上流，下流をさらに調査するつもりであると付け加えている。（議事録による。）

このあと，1957年７月２日に長野県総合開発局によって，上高地ダムの計画変更（奈川渡ダム）が発表されている。この間，事態がどの様に推移したかは不明である。総合開発審議会の資料を見る限り，このことが事前に審議もしくは報告された形跡はみつからなかった。そして，1958年８月11の第26回審議会で，奈川渡ダムの建設計画が議題として提出されている。この時の奈川渡ダム計画書は審議会に提出されたはずだが，保存ファイルには残されていない。

奈川渡ダムへの転換のいきさつについては，信濃毎日新聞が次の様に報じている。（1957年７月３日朝刊）上高地ダムについては，当初の計画地点より３キロ上流の地点を調べた結果，砂礫層は薄いことが分かったが，ここにダムを建設しても水をトンネルで烏川（安曇野市）に引くしかなく，断念した。そして，代替案として出されたのが奈川渡ダムの建設である。７月26日の新聞報道（信濃毎日新聞）では開発主体として東京電力の名前が載っている。

上高地ダム建設計画は技術的理由によって断念することになり，奈川渡へのダム建設計画に切り替えられた。奈川渡ダムは当初から東京電力の事業として進められることになったのである。

5　上高地ダムから奈川渡ダムへ

上高地ダムから奈川渡ダムへの転換のプロセスについては，総合計画審議会の資料では全く分からない。上條安雄が残した記録によって，この間の過程を補充してみたいと思う。（上條1965）

上條によれば，1956年11月26日に「県総合開発審議会が松本市外浅間温泉富貴の湯で秘密裏に開かれ，上高地ダムの構想が明らかになった。それによると，上高地ダムの地質は左岸に岩礁があり，深いところは砂礫層が百五メートルに，技術上，経費の点でもむずかしい。このため，ダムはロツクフィルダムでつくり，高さ六十メートル，貯水量一億四千万トン，有効貯水一億トン，ピーク時に使う発電量は十五万キロワット，年間約三億キロワット時，下流発電のため常時十トン流下させる。観光には損とならないが，ダム構築のため岩はだをださなくすることになると技術的にもむずかしいということであった。」（上條1965）

ところが，「昭和三十二年三月七日夕刻，松筑地方事務所長の知らせで，県三峯川総合開発局山本廣次技師，県開発局大槻政俊技師が奈川渡ダム地点を二日間にわたり踏査，発表されたのが，屏風岩の現在のダム地点であった。上高地ダムは見込みうすで，県開発局の鵬ダムにヒントを得ていた。東電はこの発表を聞いて調査を重ね，四月二十六日奈川渡ダム計書

を公表した。」

東京電力は，明神池上流のダム計画は採算が合わないと考えて，最初から乗り気ではなかったようである。なお，上條の未刊行手記[16]によると，松永安左ェ門から植原悦次郎に宛てた手紙を見せてもらったところ，徳沢周辺のダム建設は「電力として云ふに足らざるものと被考れ候」と書かれているのを見て「総ては終ってしまった」とある。松永の手紙は昭和30年８月25日付である。上條が松永からこの手紙を見せられたのはいつのことか分からない。上條1965によると，総合計画審議会の計画公表後，賛成と反対の意見が盛り上がる中で，植原は「電力界の大物松永安左衛門氏の手紙を見せて「とるに足らぬことだ」と反対した」とあるので，この時のことだと思われる。上條によれば，県による奈川渡の調査は秘密裏に行われたが，東京電力はこのことを知って奈川渡地点の地質調査を始め，４月26日に奈川渡ダム計画を公表した。（上條1965）

上高地ダム建設計画は，総合開発審議会の他の開発計画を参照するならば，県営事業として進めようとしていたと推測される。この時期，総合開発審議会では先行して三峰川開発（美和ダム）が審議され，この後では小渋川開発（小渋ダム）が審議されている。いずれも県営事業として行われ，1961年の長野県企業局の発足により，企業局に移管された。総合政策審議会においては，農業用を主として開発計画を想定したと思われる。すでに先行していた美和ダムの事例で考えると，県の事業として実施する前提であったと見るべきだろう。他方，東京電力は，この頃には明神池上流のダム建設計画は採算に合わないと判断していた様に見える。ところが，奈川渡に計画が変更することによって，東京電力は詳細な調査を行い，奈川渡ダム建設は東京電力の事業として事実上決まってしまった。東京電力が所有していた奈川渡発電所が水没するということを考えると，水利権の面でも東京電力が断然有利であった。

6　奈川渡ダムと中信平土地改良事業

奈川渡ダムの建設が決定してから，東京電力によるダム建設と，国営事業である中信平土地改良事業は，ドッキングして進められた。完成までのプロセスを簡単に追ってみたい。[17]

中信平地区総合開発計画の大綱がまとまるのが，1958年３月である。これ以降，事業が動き出す。ここで，事業の実施に至までの経緯と，実施後の経過を発電と農業用水利に分けて追ってみよう。

⑴　電力関係の工事

東京電力から県知事宛に水利使用計画変更許可申請著が提出されるのが1959年11月であり，工事認可申請書は1961年の６月に県知事宛に提出された。

この計画は，奈川村の一部集落が水没するため，地域に深刻な影響を及ぼした。村が条件付き（十分な補償）で水利権変更許可を受け入れると回答したのが，1960年６月20日であり，東京電力と補償交渉が開始されたのが1962年10月である。個人補償がまとまったのは1965年３月であり，公共補償は８月に妥結した。この結果，63戸が立ち退くことになり，多くは波

田と松本に移住した。

1964年からは国道の改修工事が始まった。そして，公共補償が妥結した1965年９月以降，本格的な工事に取りかかることが可能となった。

1965年10月には水殿ダム地点の工事に着工し，10月には新竜島発電所地点の工事に着工した。10月には，奈川渡ダム掘削工事が，12月には稲核ダム掘削工事が開始された。

1968年３月には，農林省と，中信平土地改良事業にかかわる水利および工事の基本協定が締結されている。

1969年１月には新竜島発電所（稲核ダム）が営業運転を開始した。水殿発電所（水殿ダム）は1969年10月に１，２号機が，翌年６月には３，４号機が営業運転を開始した。安曇発電所（奈川渡ダム）は，１，２号機が1969年５月に，５，６号機が同年10月に，３，４号機が1970年８月に営業運転を開始し，これで梓川電源開発工事は完了した。

⑵　農業用水の工事

農林省から中信平開発構想の計画が発表されたのは1961年７月である。同年の９月には奈良井川水系開発期成同盟会が，味噌川の流域変更による開発構想を断念した。1956年の中信平開発計画では，上高地ダムからの引水の他に，木曽の味噌川から奈良井川へと水を引くことを計画していたが，ここで，稲核ダムからの引水に一元化されたことになる。

国営土地改良事業実施申請書を農林大臣宛に提出したのが1962年６月であり，12月には採択が内定した。翌年４月から設計に入り，1964年12月には1965年度に着工することが内定した。国営かんがい排水事業は1965年度に開始され，1977年度に完工した。これに付帯する県営かんがい排水事業が開始されたのが1967年度である。1987年11月には中信平農業水利事業の竣工式が挙行されており，この時点で大事業は完了したとみて良いだろう。

7　梓川再開発による水利システム

再開発による効果は，どのようなものであったか。

まず，水力発電を見ると，再開発以前は，12の発電所が梓川水系に存在しており，最大出力は合計して102,690KW であった。このうち，２つの発電所は東京電力以外の所有であり（昭和電工と中部電力），東京電力の10発電所の合計最大出力は，95,190KW であった。[18]

再開発により，３つのダム（上流より，奈川渡ダム，水殿ダム，稲核ダム）と３つの発電所（これも上流より，安曇発電所，水殿発電所，新竜島発電所）が加わった。３つの発電所の合計出力は90万 KW（安曇発電所623,000KW，水殿発電所245,000KW，新竜島発電所32,000KW）である。既存施設に関しては，奈川渡発電所が水没により廃止となり，奈川渡地点から水を引いていた竜島発電所も廃止となった。[19]この２発電所の出力は38,560KW であり，差し引きして861,440KW の増であり，梓川水系全体で8.5倍，東京電力だけでは９倍近くに電力が増加したことが分かる。この再開発は，東京電力にとっては大きな効果のある事業であったことが分かる。

表１　梓川の発電所

発電所名	使用開始年月	最大出力（KW）			備考
		存続	廃止	新設	
霞澤	1928. 11	39, 000			
湯川	1928. 11	6, 000			
沢渡	1936. 11	4, 000			防水壁約２ｍを設置
奈川渡	1925. 11		18, 460		廃止
前川	1927. 2	2, 100			８ｍ上方に移設
大白川	1925. 11	2, 950			5. 7m かさ上げ
竜島	1923. 3		20, 100		廃止
島々谷	1938. 4	2, 580			
赤松	1949. 7	5, 500			（昭和電工）
梓	1944. 12	2, 000			（中部電力）
安曇	1970. 8			623, 000	奈川渡ダム
水殿	1970. 6			245, 000	水殿ダム
新竜島	1969. 1			32, 000	稲核ダム
合計		64, 130	38, 560	900, 000	

東京電力1972より作成

３つのダムのうち，水殿ダムと稲核ダムは揚水式発電にも対応している。また，稲核ダムからは新竜島発電所へと地下隧道で水路が延びているが，この水路が中信平水利事業で新設した右岸上段幹線と共用となっている。

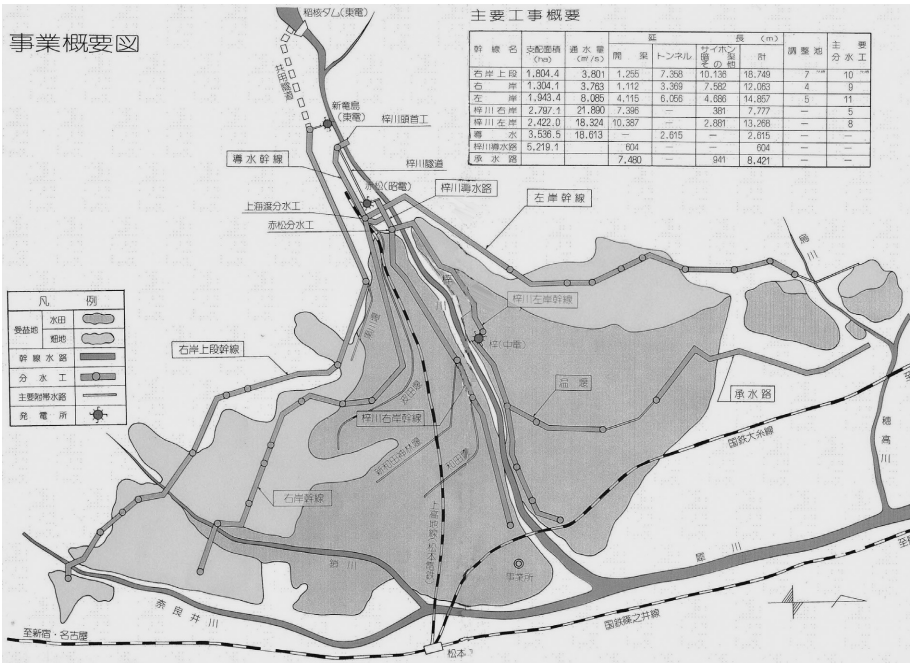

図３　中信平地区土地改良事業の概要（関東農政局中信平農業水利事務所1976より）

農業用水利について見ると，1950年に作られた水利システムが次の様に変更されている。

⑴　1950年に設置された梓川頭首工は作り直され，新設された上海渡分水工へとつなぐ水路が作られた。梓川頭首工は，従来の赤松発電所を経由する水路と，上海渡分水工への水路と，2つの水路へと水を送ることになった。

⑵　梓川右岸幹線と梓川左岸幹線の水路は基本的に変化はないが，波田堰への水路が赤松発電所からの送水から上海渡分水工からの送水に切り替わり，上海渡分水工から両幹線へ補給水を送る水路が新設された。

⑶　新しいシステムでは，新設された上海渡分水工の役割が非常に重要なものになる。上海渡分水工から，右岸幹線および左岸幹線に水が送られる。この2幹線は新設されたものであり，新規のかんがい用水路である。また，波田堰への水路は上海渡からの送水に切り替えられた。

⑷　もう一つ新設されたのが，右岸上段幹線である。これは既述のように，稲核ダムから共用隧道で水を送り，新竜島発電所の上部から分岐するものである。この水路には，新たな水利対象地域の他に，従来のシステムからは外れていた黒川堰が組み込まれている。

水利関係の事業費は，国営かんがい排水事業費が約128億円，県営かんがい排水事業費が約56億円，この他に県営の土地改良事業費等が約349億円，団体営等のかんがい排水・土地改良事業は約20億円，総計で約554億円にのぼっており，巨大プロジェクトであったことがわかる。国営事業で行われた幹線事業は東京電力のダム建設を前提にしているが，東京電力の工事費がおよそ500億円と言われており，電力の再開発を前提としなければ不可能な計画であったことが分かる。[20]

新規水利システムの受益面積は，当時の10市町村にまたがっており，合計10,810haであった。このうち事業により用水補給を受ける面積は6,426haであり，多くは従来の梓川幹線水利システムから補給を受けていたが，黒川堰など新規に組み入れられて水の安定供給を受けるようになった水田が909haである。この他に畑地かんがいの対象面積は4,039haあり，開田は205haと少ない。1万haの農地に安定して水を供給することができる様になり，農業面でも多大な効果が上がったということができるだろう。ただし，日本の農政が1969年から減反政策を導入することによって，実際の工事が始まる時期には新規開田の抑制が農林大臣から要請される状況となり，計画の一部変更を迫られ，開田面積が縮小したのは皮肉な結果である。

戦時中から戦後のプロセスを見ていくと，1935年頃に河水統制という発想が河川行政に生まれ，1940年前後に梓川についても河水統制計画が導入され，実際にこの構想に基づく事業が実施に移されたのが1965年頃であり，完成したのは1980年代である。巨大な農業水利事業は，単独では資金的に困難であり，梓川の水力発電再開発なしには不可能であったことが理解できる。そして，貯水池として上高地に執着する限り実現は困難であったことも理解できる。上高地から離れることによって，可能となったのである。

（注）

⑴　この時期の上高地ダム計画については，すでに，村山2010，村山2012bで部分的にとり

あげている。村山2012a に戦時中の新聞記事資料を補ってとりあえずまとめてみたが，欠落部分も多く不十分であった。これらの論考と重なる部分も一部あるが，本稿では第二の計画から第三の計画を，連続したものとみてまとめた。

⑵ 『内務省史・第３巻』では次の様に述べている。「土木会議の河川部会で，前述の水害防備対策の確立に関する件の一項目として「河水統制の調査並施行」について決議し，「河川の上流に洪水を貯溜し，水害を軽減するとともに，各種の河水利用を増進するの方途を講ずることは，治水政策上は勿論，国策上最も有効適切なるを以て，速かにこれが調査に着手し，河水統制の実現を期すること」と述べている。」（大霞会1971，p.43）なお，山内1962には内務省内の河水統制政策の進展が詳しく書かれており，物部および萩原の上申書も掲載されている。

⑶ 梓川農業用水利事業については，村山2012ｂにおいて概要を述べたので本稿では省略する。他に，福澤1928，手島1933，農林時報1950を参照されたい。

⑷ 利用水深が3.5尺となる過程については，宮本2005を参照されたい。戦時中に5.5尺となったことについては，田中1981，pp.157−８を参照。

⑸ 戦時中から戦後にかけての尾瀬の開発については，この他に安達1941，武田1950，田辺1953等を参照されたい。

⑹ 武田1950を読むと，当時の新聞は電気の供給を優先課題としており，自然保護についてはそれほど関心を持っていなかったことが分かる。宮澤1996は，興味深い資料を紹介している。1949年12月21日の毎日新聞に「電気かコケの保存か」という社説が載っている。この社説では２つの対立する主張（電源開発と自然保護）を紹介しながら，コケを守ることがそんなに大事なのかと述べている。日本経済が最も疲弊し，国民生活が最も厳しかった時期であり，この新聞報道は国民の世論を反映していたかもしれない。資源開発を自然保護・景観保護よりも重視する状態は，高度成長初期まで続いた。

⑺ さらに，長野県1963では，1941年６月から11月までの間の記述として，「長野県は耕地改良事業として「松本平西部大規模開墾計画」を立案し，梓川左右岸約3,580町歩の開発を計るため，水源施設として上高地ダムを計画し，主として地質調査を日本物理採鉱株式会社に依頼して実施した。有効貯水量　41,700,000㎥」とさらに詳しく書いてある。

⑻ このように期間を区切ったのも，1938年以前および1942年以降には該当する報道がほとんど見られないからである。ただし，マイクロフィルムを検索したので，小さな記事の見落としがあるかもしれない。なお，記事の抜粋は村山2012a の第５章に掲示した。

⑼ 上條1965は次の様に書いている。「梓川本流の人工調節は，昭和十六年ごろ県耕地課が上高地ダム計画を立案，調査を始めたのに始まる。戦時中は食糧増産の掛け声が高かったから多少の無理はあっても上高地の平坦部小梨平の現地踏査が始められた。梓川土地改良区連合も，上高地ダム建設を決議し，県耕地課は鹿児島からボーリング機を取寄せ，トラック二台に諸機械を分乗して上高地まで運びこみ，地下探査のため人工地震も行なわれた。この調査工事では怪我人も出たが，結果は地下三十米にも岩盤がないことがわかった。ボーリングは始められたが，これでは採算が合わないし，折から戦争も激しさを加えたので途中で止めることになった。」これによれば，1941年に小梨平で行われたボーリングでも地質的条件が悪く，そのため建設は中止になったということになる。資金の問題ではな

かったわけである。なお，著者の上條安雄は戦後和田村の村長をつとめ，梓川土地改良区の理事長もつとめ，戦後の梓川開発の中心となった人物である。

⑽　田村1949には，次の様な記述がある。「最近満州方面から引き揚げてきた水力電気事業者の間で，夢のような大規模な計画が立案され，上河内（原文のまま）を一大貯水池と化そうといふ工事が，真面目に検討されているといふ話であるが」（p.18）また，上條1965には，「昭和二四年ころ，今度は県土木部が，上高地砂防えん堤を兼ねたダム計画を出したが，地質不明のため中止した」という記述がある。

⑾　長野県総合開発審議会の記録は，1950年から1964年まで，全11冊のファイルで長野県立歴史館に保存されている。

⑿　正確に言えば，1949年12月１日に総合計画局を設置し，12月26日に「長野県河川開発総合委員会」が発足した。1950年６月に国土総合開発法が制定されたのに伴い，1951年２月にこの委員会は「長野県総合開発審議委員会」へと発展的に解消した。（長野県企業局電気部1958，p.45）

⒀　「更に」の部分は解読不能であり，読みを仮に宛てておいた。

⒁　この時の理事長は，上條安雄である。

⒂　この陳情書は日本自然保護協会1973に収録してある。なお，陳情の相手が不明であるが，文面から見て電源開発調査委員会であると考えられる。

⒃　「梓川水利の歴史と思出」という題名がつけられており，末尾に昭和57年４月27日と記されている。梓川土地改良区のご厚意により閲覧させて頂いた。

⒄　主として，長野県・中信平土地改良区連合1987，東京電力1972，奈川村1976を参照した。

⒅　数字は，東京電力1972による。

⒆　なお，旧竜島発電所は30年近く放置されていたが，1997年に東京発電により，第二竜島発電所として再稼働した。水路式発電であり最大出力2,400KW と，小規模なものになっている。

⒇　中信平農業水利事業についての数字は，長野県・中信平土地改良区連合1987によった。

（参考文献）

安達成之，1941，「尾瀬の発電計画」武田久吉編『尾瀬と日光』山と渓谷社，pp.331–341
今村奈良臣，他，1977，『土地改良百年史』平凡社
上條安雄，1965，「中信平の農業開発」『信陽新聞』昭和40年１月９日，10日
関東農政局中信平農業水利事務所，1976，『国営中信平農業水利事業・竣工記念写真集』
国際観光局，1940，『観光事業十年の回顧』国際観光局
国立公園協会編，1951，『日本の国立公園』国立公園協会
大霞会編，1971，『内務省史・第３巻』地方財務協会
高橋三郎，1938，「尾瀬原水力の計画概要」『水力』vol. 1–1，pp.20–26
武田久吉，1950，「尾瀬と水電・・回顧と批判」『尾瀬ヶ原の諸問題』厚生省国立公園部，pp.50–85
田中正大，1981，『日本の自然公園』相模書房
田辺和雄，1953，『尾瀬』有朋堂

田村剛，1949,「上河内風景の保護と開発」『山と渓谷』1949年６月号，pp.
手島志郎，1933,「長野県梓川農業水利改善事業」『農業土木研究』５－３，pp.317–335
東京電力株式会社，1972,『梓川水力開発工事報告』
長野県, 1963,『中信平地区土地改良事業計画の概要』
長野県, 1972,『長野県政史・第２巻』
長野県，中信平土地改良区連合，1987,『中信平水利事業竣工記念誌』
長野県企業局電気部，1958,『三峰川総合開発史（未定稿）』
奈川村，1976,『奈川渡ダムの記録』
日本自然保護協会，1973,『自然保護に関する陳情集・意見書集（日本自然保護協会資料・第５号）』
農業土木学会，1979,『農業土木史』
農林時報，1950,「梓川農業水利事業竣工を見る」『農林時報』９－12，pp.18–19
福澤平七（編），1928,『梓川農業水利沿革史・前編』梓川農業水利期成同盟会
宮澤邦一郎，1996,『尾瀬100年』喚呼堂
宮本利行，2005,「十和田湖をめぐる開発と環境保護について」『弘前大学國史研究』119号，pp.18–33
村山研一，2010,「国立公園とダム建設問題」山岳科学総合研究所『上高地・槍・穂高地域における自然環境の変動と保全・適正利用に関する総合研究（平成20・21年度文部科学省特区別教育研究経費（連携融合事業）報告書）』（2010），pp.427–437
村山研一，2011,「梓川の水資源開発と発電用水利権――大正期の上高地ダム建設問題――」『信州大学人文学部・人文科学論集／人間情報学科編』第45号，pp.109–133
村山研一，2012a,『上高地と梓川の水利』信州大学人文学部社会学研究室
村山研一，2012b,「農業用水利と発電用水利の競合と共生――梓川の水利を事例として」『信州大学人文学部・人文科学論集／人間情報学科編』第46号，pp.53–68
安田正鷹，1938,『河水統制事業』常磐書房
山内一郎（編），1962,『河川総合開発と水利行政』近代図書

Development Plans of Upper Azusa River in War and Postwar Periods

By Murayama, Ken'ichi

Abstract

Plans to build dams in Kamikochi area were planned three times. First plan was made in the late of Taisho period, and rejected by Nagano prefecture for the reason that the area had been predetermined to one of national parks. But dam plans revived in war period and in postwar period. In this article, I want to clarify the change of situation embracing the national parks, and the continuity of the two plans.

Around 1935, new scheme of "river water control" was appeared in the river administration. In this scheme, rational and multi-purpose uses of river water were designed, and the relationship between water use for hydro-power and for irrigation changed from antagonistic to symbiotic. The dam plan of Kamikochi made around 1941 was intended mainly to reclaim new farmland, hydro-power development was incorporated into this plan, and nature conservation was forgotten. This plan was shelved up in the war period, and revived around 1956. But the results of geological surveys made in Kamikochi were negative. Kamikochi dam plan was abandoned at last. The new dam-site was found in downriver area, and redevelopment of Azusa River realized. Kamikochi was protected from river-water development.

Key word: hydro-power, water-supply for agriculture, Kamikochi, National Park, control of river water

（2012年10月31日受理，12月 4 日掲載承認）